

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第8回）

日時：令和元年12月16日（月）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業

- 2 その他

【審議資料】

資料1 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」

資料1-1 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」部会審議質疑
応答

資料1-2 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る都民の
意見を聴く会における公述意見の概要

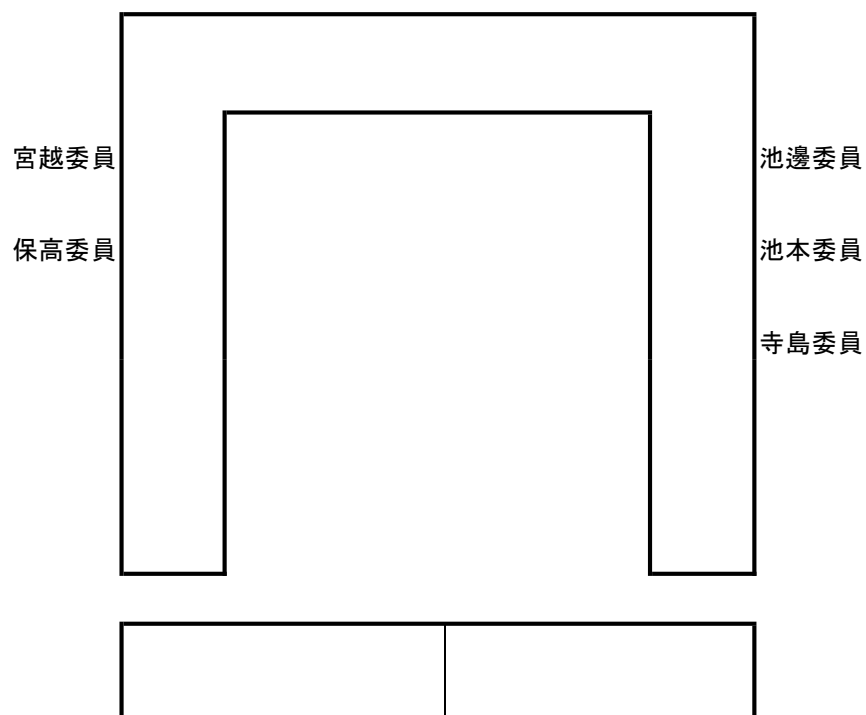
資料1-3 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影
響評価書案について（案）

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年12月16日（月）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

第
二
部
会
委
員
長



事務局

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」

部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	<p>工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測が環境基準を超過している点が気になる。事業者としてはこの点についてどのように考えているか。</p>	<p>予測は、建設機械が全台数同時に稼働するという最も厳しい条件で行っている。今後、施行者が決まった段階で施工計画の詳細検討を行い、稼働台数の低減や集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、影響の低減に努めていく。</p>	<p>10/23 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
		<p>建設機械の稼働台数の低減等の保全対策を取ることだが、都民からは、工事工程を切り詰めているのではないかという意見もあり、トレードオフになるのではないか。工事工程の余裕度はあるのか。大気濃度も年間で見ると多少の増減もあるので、工事工程に余裕があれば、環境濃度が低い時に集中させる等の対策もあるのではないか。そういった発注前の段階で考えられることで、現実的な対応をどれだけできるかという検討が必要かと思う。</p>	<p>工事工程の施工計画の策定にあたっては、まだ施行者が未定であるが、ある程度現実性を踏まえながら、検討している。今後、施行者の施工方法によって変わることもあるので、慎重に対応していきたい。</p>	<p>10/23 部会にて回答済み</p>

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2	大気汚染	<p>近隣では日本一のビル建設や高速道路の地下化など工事が進行、予定している。工事中は、工事用車両が多数通行することが懸念されるが、事業者としてはどのように対策を考えているのか。</p>	<p>工事用車両の影響予測については、現時点で公表され、予測条件として盛り込むことが可能なものに関しては反映している。周辺の開発の幾つか、例えば隣接の常盤橋地区の開発（日本一のビル建設）については、環境予測に将来基礎交通量という形で反映している。首都高の地下化については、具体的な工事計画が分からないため盛り込んでいないが、今後の考え方としては、工事用車両の効率化等で大気、騒音・振動の影響低減に努めていく。</p>	10/23 部会にて回答済み
		<p>首都高地下化を含む周辺の大規模工事では、事業者間の情報共有が欠かせないと思うが、そのような取り組みをしているのか。</p> <p>「大気汚染」だけでなく、ほかの項目についても情報共有してもらいたい。</p> <p>計画地やその周辺では大規模な掘削が予定されていることから、特定地域では選定されていない「地盤」や「水循環」についても、広く情報共有してもらいたい。</p>	<p>八重洲一丁目北地区は、日本橋周辺5地区の中の1地区であり、開発段階でこの5地区は情報共有の場を持って進めている。今後、工事の段階でも、横の連携を取りながら、影響が少なくなるような調整等もやっていきたい。</p> <p>承知しました。</p>	11/18 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
3	騒音・振動	<p>都心の事業計画では、必ずと言っていいほど環境基準を超過している。この事業でも、等価騒音レベルが環境基準を超過したり、また基準ぎりぎりの地点もかなりある。これは、事業の計画をするにあたって、どのように考慮・配慮されているのか。例えば、ルートを決める際に配慮するということはあるのか。</p>	<p>ルート設定は「騒音・振動」だけで決めているわけではない。出入口を絞るとルートが絞られ、分散が図られなくなり、工期も長くなってしまう。住民に迷惑をかける期間（工期）をできるだけ短くすること等も踏まえ、総合的に検討している。</p> <p>工事の完了後の車両については、警視庁との協議もあり、交通渋滞の防止等の観点も含めた中でルート設定している。</p>	10/23 部会にて回答済み
4	騒音・振動	<p>影響が 1dB 以内だから影響は小さいといった結論だが、どんどんためていくと大きくなるので、この表現は何とかならないか。</p> <p>70dB を超えているような予測では、都民からも必ず意見が出てくるので、配慮してもらいたい。</p>	<p>今後、施行者が決まった段階で、今のご意見を踏まえて詳細を検討していく。</p>	10/23 部会にて回答済み 総括審議事項へ
5	日影	<p>土地柄、あまり居住者がいないということで、そう大きな問題ではないと考える。</p>	—	10/23 部会にて委員コメント済み
6	電波障害	<p>電波障害が生じることが明らかになった場合には、評価書案 202 ページに記載されているとおり、適切な障害対策を講じるとなっているので、電波障害については特段の問題はないと判断する。</p>	—	10/23 部会にて委員コメント済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7	風環境	風の子測は、首都高の高架がある状態での子測なのか。	本事業の竣工時点で、首都高の高架はまだ残っていると考えられることから、風洞実験の子測は、現状のまま高架を残した状態で行っている。	10/23 部会にて回答済み
		首都高の高架がなくなると、北北西の風の影響が変わると考えられる。北側にも防風スクリーンを設置しないのか。防風植栽である程度カバーできるのか。	西側の広場に防風植栽を計画しており、北西や南西の風対策として、植栽を配置している。	
8	景観	デザインについては、デザイナーの方々が頑張ってくれると思う。	—	10/23 部会にて委員コメント済み
9	史跡・文化財	評価書案 281 ページに「計画地内に周知の埋蔵文化財の包蔵地の存在はなく」とある。「工事の施行中に周知されていない埋蔵文化財が確認された場合は、適切な措置を講じる。」と書いてあるので、これで良いのかもしれないが、江戸の復元図を見ると、確実に町屋があったことが分かる。すべて壊されている可能性もあるが、区の教育委員会立会いの下で調査するので、無いという言い方はもう少し何とかならないか。また、実際にどういった行動をとるのか、もう少し触れてほしい。	今後、中央区の教育委員会と調整を図りながら適切に対応していく。表現については、評価書の中で対応していく。	10/23 部会にて回答済み

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	1 名

1 大気汚染、騒音・振動

- ・ 環境影響評価において、「工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素」及び「工事用車両の走行に伴う騒音」が環境基準を超えた数値が出されている。再度、工事日程を調整するなど対策をとった上で、環境基準内にそれらの数値を抑えることを求める。
- ・ 工事用車両走行ルートは、「日本橋」の橋梁や中央通りを通過しないことを求める。

2 水質汚濁

- ・ 糞尿は公共下水道に流れていくが、合流式のため、水質汚濁の原因の一つとなる。「水質汚濁」の項目も、環境影響評価に入れるべきである。

3 日影、景観

- ・ 日本橋川沿いの空間を活かすために、日影をさける更なる配慮を求める。また、建物の圧迫感がないように建物の位置に配慮することを求める。

4 風環境

- ・ 風環境が大幅に悪化していることから、本件事業の建物の高さを低くすることや規模を小さくすることなど、抜本的な対策を求める。
- ・ 建築後の「事後調査報告書」において、領域 D が出現する場合には、都及び事業者が責任を持って対応することを求める。

5 廃棄物

- ・ 本件事業で建設された施設・建築物が、将来耐用年数が過ぎて取り壊す際に、どれだけの廃棄物が出るかの評価も併せて行うことを求める。

6 その他

- ・ 本事業は、大規模な施設を建設するため、慎重に環境への負荷を検討するべきであり、「調査計画書」の段階を省くことはできないと考える。「調査計画書」を再度作成する段階に立ち戻り、環境影響評価を行うことを求める。
- ・ 日本橋川周辺では、本事業及び「首都高速都心環状線の地下化」を含めた少なくとも 6 事業がほぼ同時期に進んでいく。これら 6 事業はそれぞれ規模が大きいため、6 事業を合わせた形での環境影響評価を行うべきと考える。
- ・ 施工区域内で、エネルギーをまかなう ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の取り組みを行うことを求める。

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和元年5月29日に「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは1dB以下としているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 元年 5 月 29 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 元年 7 月 29 日	・現地視察
部 会	令和 元年 10 月 23 日	・質疑及び審議
部 会	令和 元年 11 月 18 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 元年 11 月 27 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	令和 元年 12 月 16 日	・総括審議
審議会	令和 元年 12 月 20 日	・答申（予定）